

スポーツ体験教室等に使用する競技用具等整備事業実施要綱

長野県競技力向上対策本部

第1 目的

2028年に本県で開催される国民スポーツ大会に向け競技団体が行うジュニアアスリートの発掘・育成を目的としたスポーツ体験教室等を自立的かつ継続的に開催できるよう予算の範囲内で補助することを通じて、競技人口の拡大と国民スポーツ大会で活躍できる人材の確保・育成を図るとともに、大会後の競技力の持続定着に繋げることを目的とする。

第2 補助事業の内容

ジュニアアスリート発掘・育成を目的としたスポーツ体験教室等

第3 交付対象団体

県内の競技団体

第4 実施期間

10月から3月までの期間内（複数日の実施可）

第5 交付対象経費

補助金の交付の対象となる事業経費（以下「交付対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要となる競技用具等の購入費とする。

第6 補助金の交付額

補助金の交付額は、交付対象経費の合計額とし1団体あたり200千円を上限として予算の範囲以内で交付する。ただし、長野国体特別強化事業補助金で補助対象となる消耗品を除く。

第7 提出書類及び提出期限

補助金の交付を希望する競技団体は、スポーツ体験教室等に必要となる競技用具等の購入希望調査票（様式第1号）を、別に定める期限までに第8の提出先に提出するものとする。

第8 提出先

長野県競技力向上対策本部事務局（長野県教育委員会事務局スポーツ課内）

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

TEL 026-235-7449 FAX 026-235-7476

メールアドレス sports-shinko@pref.nagano.lg.jp

第9 補助事業の採択等

長野県競技力向上対策本部（以下「対策本部」という。）は、第7で提出のあった競技用具等を審査し、補助金を交付する競技団体を決定の上、当該競技団体あて内示する。

第 10 補助金の交付申請等

第 9 の内示を受け補助金等の交付の申請をしようとする競技団体は、スポーツ体験教室等に使用する競技用具等整備事業補助金交付申請書（様式第 2 号）にスポーツ体験教室等実施計画書（様式第 3 号）を添えて別に定める期限までに第 8 の提出先に提出しなければならない。

第 11 交付の決定等

対策本部は、第 10 の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金等の交付を決定し、当該競技団体あて通知する。

第 12 交付申請の取り下げ

競技団体は、第 11 の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金交付申請取下げ届出書（様式第 4 号）を長野県競技力向上対策本部長（以下、「対策本部長」という。）へ提出し、申請を取り下げることができる。

第 13 交付申請の変更等

(1) 競技団体は、第 11 の交付決定を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助事業の変更承認申請書（様式第 5 号）を対策本部長へ提出し、その承認を受けなければならない。

ア 補助対象事業費の 20 パーセントを超える額を減額するとき。

イ 補助対象事業費が増大し、交付決定の額を増額する必要があるとき。

ウ 補助事業の内容を変更するとき。ただし、軽微な場合を除く。

(2) 対策本部長は、前項を承認する場合において、必要に応じ交付の決定内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(3) 対策本部長は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は補助金交付決定変更通知書により当該競技団体に通知するものとする。

(4) 競技団体は、補助事業を中止又は廃止するときは、その理由を記載した補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 6 号）を対策本部長に提出し、その承認を受けなければならない。

第 14 実績報告等

競技団体は、事業が完了したときは、スポーツ体験教室等に使用する競技用具等整備事業実績報告書（様式第 7 号）にスポーツ体験教室等実施報告書（様式第 8 号）を添えて、別に定める期限までに第 8 の提出先に提出しなければならない。

なお、やむを得ない理由によりスポーツ体験教室等を実施できなかった場合は、スポーツ体験教室等実施報告書（様式第 8 号）の備考欄にその理由を記載するものとする。

第 15 補助金の額の確定

対策本部は、第 14 の報告を受けたときは、報告書等の書類を審査し、交付すべき補助金等の額を確定し、当該競技団体あて通知する。

第 16 補助金の交付の請求等

競技団体が補助金の交付を請求しようとするときは、スポーツ体験教室等に使用する競技用具等整備事業補助金交付請求書（様式第 9 号）を別に定める期限までに第 7 の提出先に提出するものとする。

第 17 補助金の概算払い

競技団体が補助金の概算払いを受けようとするときは、スポーツ体験教室等に使用する競技用具等整備事業補助金交付（概算払）請求書（様式第 10 号）を第 8 の提出先に提出するものとする。

第 18 交付決定の取消し等

- (1) 対策本部は、第 13(4)による事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 11 の決定の内容（第 13(1)による承認をした場合には、その承認した内容）の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
 - ア 競技団体が、法令、本要綱又は対策本部の指示等に違反した場合。
 - イ 競技団体が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - ウ 競技団体が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。
 - エ 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- (2) 対策本部は、(1)の取消しをした場合において、すでに当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

第 19 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は対策本部が別に定める。